

令和5年度環境物品等の調達実績の概要

国立大学法人神戸大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度環境物品等の調達実績を取りまとめたので公表する。

1. 令和5年度の経緯

令和5年度については、令和5年4月に環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定・公表し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表「令和5年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」のとおりである。

（1）目標達成状況等

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目について、調達可能な物品は全ての対象品目で目標を達成した。

（2）判断基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

文具類等については、多くの品目にわたり判断基準より高い基準を満足する調達を行った。

（3）公共工事

公共工事については、使用される資機材等が多種多様なことから目標値を設定していないが、目標のたて方については、今後実績の把握を進める中で検討することにしている。

なお、実績の取りまとめを対象とする金額は、1件あたり2,500万円以上とした。

（4）その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

環境物品等の調達の推進に当たり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとし、環境物品等に判断基準を超える高い基準のものを調達すること、グリーン購入法適合物品が存在しない場合についてもエコマーク等が表示され、環境に配慮されている物品を調達することについて配慮した。

また、物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者に対して事業者自身が、環境物品等の調達を推進するように働きかけた。

3. 令和5年度調達実績に関する評価

令和5年度の調達実績について、調達可能な物品は全ての対象品目で目標を達成した。

令和6年度以降の調達においても引き続き、環境物品等の調達の一層の推進を図り、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。